

### I. 事実の概要

- 5 ある日甲は東京都所在の中央銀行堀之内支店を訪れ、同支店備え付けのATMにより、同支店に開設している自己名義の普通預金口座から現金を下ろそうとした際、心当たりのないA社からの振込金60万円が誤って同口座に入金され、預金額が100万円余りとなっていることを知った。そして、当時多額の借金を抱えて返済に窮していた甲は借金を返済するため通常の正当な預金払戻しであるかのように装って預金の払戻し手続きを行うことを
- 10 決め、中央銀行堀之内支店の窓口係員に対し金額欄に90万円と記載した普通預金払戻し請求書を提出して普通預金の払戻しを求めて、その場で窓口係員から90万円の交付を受けた。払戻しを難なく行えたことで自信をつけた甲は次に、代金支払いの意思・能力がないにも関わらず、Bカード会社の加盟店である「パフュマート」において同店の店主に自己名義のクレジットカードを提示し、雑貨を購入した。
- 15 (1)本件における甲の罪責を検討せよ。  
(2)本件で甲が使用したカードが友人乙に同意を得て貸してもらったものであった時はどうか。その際の甲の罪責を検討せよ。

### II. 問題の所在

- 20 1. 誤振込された金銭を、それを奇貨として引き出した場合に何罪が成立するか。  
2. クレジットカード・システムにおける詐欺(三角詐欺)をどう検討するべきか。

### III. 学説の状況

#### 誤振込について

- 25 A説(1項詐欺罪成立説)  
銀行の誤振込金に対する占有を認めて、銀行との関係で1項詐欺罪を成立する説<sup>1</sup>。

#### B説(占有離脱物横領罪成立説)

- 30 受取人の預金による占有を認めて、偶然受取人の占有に帰したとして、これを領得する行為について、振込依頼人に対する占有離脱物横領罪が成立する説<sup>2</sup>。

#### クレジットカード詐欺について

##### A説(1項詐欺説)

- 35 加盟店が被欺罔者であり、財物を交付し、被害を受けたのであって、加盟店に対する1項詐欺が成立するとする説<sup>3</sup>。

##### イ説(2項詐欺説)

<sup>1</sup> 西田典之『刑法各論[第6版]』(弘文堂,2012年)236頁。

<sup>2</sup> 曾根威彦『刑法各論[第5版]』(弘文堂,2012年)171頁。

<sup>3</sup> 山中敬一『刑法各論[第3版]』(成文堂,2015年)361頁。

行為者が商品を購入した時点で、信販会社はその債務を引き受けることにより行為者は代金債務を免れるという利益を得ていることから、2項詐欺が成立するとする説<sup>4</sup>。

#### IV. 判例(裁判例)

5 最高裁平成16年2月9日第二小法廷決定。判タ1149号302頁。

##### [事案の概要]

10 被告人が面識のない他人名義のクレジットカードを入手した直後、加盟店であるガソリンスタンドにおいて、同店店員に対し、同クレジットカードを示し、名義人になりすまして車両2台への給油を申し込み、名義人本人であると同店店員に誤信させ、ハイオクガソリン合計104.9リットルの給油を受けた事案。

##### [判旨]

本件の「事実関係の下では、被告人は、本件クレジットカードの名義人本人に成り済まし、同カードの正当な利用権限がないのにこれがあるように装い、その旨従業員を誤信させてガソリンの交付を受けたことが認められるから、被告人の行為は詐欺罪を構成する」。

15 [引用の趣旨]

本裁判例は、欺罔行為の対象を従業員とし、客体をガソリンとしていることから、1項詐欺説に立つものと解することができるため。

#### V. 学説の検討

20 誤振込について

##### B説(占有離脱物横領罪成立説)

刑法上、本来権限なき受取人の払い戻し請求権は正面からは認められていないものであるから、受取人の預金による占有は認められない<sup>5</sup>。

よって、検察側はB説を採用しない。

25

##### A説(1項詐欺成立説)

30 銀行には、誤振込が行われた場合に、それを当誤振込の依頼前に戻したり、振込依頼人に当該振込の過誤の有無に関する照会を行う措置を取ったりすることで安全な振込送金制度を維持する実務が行われており、その手続きを執行する場面において、銀行による誤振込金の占有に一定の保護性が認められる。

よって、検察側はA説を採用する。

#### クレジットカード詐欺について

##### イ説(2項詐欺説)

35 立替払商品を購入し、売上票を作成した時点で、事実上債務を引き受けることになるとし、既遂になるとするが、まだ立替払も債務の支払いの免脱もない時点で、財産的損害の発生の危険が認められるだけで、既遂を肯定することはできない<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> 前掲・西田 219頁。

<sup>5</sup> 前掲・西田 236頁。

<sup>6</sup> 前掲・山中 363頁。

よって、検察はイ説を採用しない。

#### ア説(1項詐欺説)

- 5 代金支払いの意思または能力のない者が、その意思または能力があるように装って、クレジットカードによる物品の購入手続を行うことは、明らかに加盟店に対する詐欺行為に当たる。また、加盟店は顧客が代金支払の意思または能力がなければ信義則上当然に取引を拒否するのであるから、クレジットカードの呈示行為がなければ商品を引き渡すことはなく、結局、代金支払の意思または能力のないクレジットカード会員がクレジットカードを呈示して物品を購入する行為は、加盟店に対する詐欺行為によって財物を交付させたことに当たり、加盟店の商品の占有を侵害した1項詐欺罪を構成すると解すべきである<sup>7</sup>。

よって、検察はア説を採用する。

## VI. 本問の検討

### 設問(1)について

- 15 第一 甲が通常の正当な預金払戻しであるかのように装って預金の払戻し手続を行うことにより、90万円の交付を受けた行為について。

1 (1) 甲の上記行為につき、遺失物横領罪(刑254条)が成立しないか。

遺失物横領の客体は、所有者の占有を離れた物である。よって、誤って甲の口座に振り込まれた60万円の占有の所在が問題となる。

- 20 (2) 民事上は、誤振込であっても、受取人と振込先の銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立し、受取人は、銀行に対し、振込金額相当の普通預金債権を取得する。このような考えに基づくと、受取人には正当な払戻権限がある以上、自由に金銭を処分できるので、受取人に金銭の占有が認められる結果、占有離脱物横領罪が成立すると考えられる。

- 25 (3) しかし、銀行実務において、誤振込みの振込依頼人又は受取人からの申し出があれば、預金口座への入金処理が完了している場合は振込依頼前の状態に戻すという措置が講じられる。このような措置は、安全な振込送金制度を維持することに有益であり、銀行と振込依頼人、受取人との無用な紛争の発生を防止するという観点から、社会的にも有意義である。よって、銀行にとって、払戻請求を受けた預金が誤った振込みによるものか否かは直ちにその支払いに応ずるか否かを決する上で重要であるといえる。また、これを受取人の立場から見れば、誤振込みを知った場合には、銀行に上記の措置を講じさせるため、誤った振込みがあった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があると解される。

- 35 (4) 上述より、受取人には誤振込金を最終的に自己のものとするべき実質的な権利はない。よって、誤振込みされた金銭の占有は、銀行にあるといえる。この占有はA社の銀行への委託に基づくものであり、本件60万円は占有離脱物にあたらぬ。よって、甲の行為に占有離脱物横領罪は成立しない。

2 (1) では、甲の本件行為につき、詐欺罪(刑246条1項)が成立しないか。

246条1項の「人を欺いて」とは処分行為に向けられた重要な事実を偽ることである。

<sup>7</sup> 大谷實『刑法講義各論[新版第4版補訂版]』(成文堂,2015年)265頁。

(2) 本件において、銀行は 60 万円が誤振込みであることを認識していれば、実務に従った措置を講じ、甲からの払戻請求に対して拒否することができたといえる。また、甲には A社からの 60 万円の振込みは誤振込みであるという旨を銀行に対して告知する信義則上の義務があったともいえる。よって、甲の銀行に対する払戻請求は欺罔行為にあたる。

5 さらに、甲の欺罔行為により銀行は錯誤に陥り、甲に対して誤振込みである 60 万円を含めた現金 90 万円の交付を行っている。よって、甲の本件行為に詐欺罪が成立する。

(3) また、本件において、財産上の損害が払戻しを受けた 90 万円全額か、誤振込みされた 60 万円かが問題となるも、甲に課された誤振込みである旨を告知する信義則上の義務は、誤振込みされた 60 万円についてのみであるから、財産上の損害は 60 万円であると解する。

10 (4) 上述より、甲の本件行為には 60 万円の範囲で詐欺罪が成立する。

第二 甲が代金支払いの意思・能力がないにも関わらず、自己名義のクレジットカードを提示し、雑貨を購入した行為について。

1 甲の上記行為につき、詐欺罪（刑 246 条 1 項）が成立しないか。

2 甲の行為が 246 条 1 項の欺罔行為にあたるかを検討する。加盟店は、顧客が代金支払い  
15 の意思・能力がないことを知っていれば、当然に取引を拒否する。それを偽って、クレジットカードによる決済を行い、加盟店に財物を交付させる行為は欺罔行為にあたるといえる。よって、甲の本件行為は欺罔行為にあたる。また、甲の欺罔行為により、パフューマー  
トは錯誤に陥り、甲との取引を承認し、財物を交付したことにより、加盟店の商品の占有  
が侵害されているといえる。

20 3 上述より、甲の行為には詐欺罪が成立する。

設問(2)について

1 設問(1)の第二で甲が使用したクレジットカードが、友人乙に同意を得て貸してもらった  
ものであった場合、設問(1)と同様に甲の行為に詐欺罪（刑 246 条 1 項）が成立するか。

25 2 クレジットカード制度は、名義本人に対する信用に依拠した制度であり、加盟店は名義人と利用者の同一性に極めて重大な利害を有しているといえ、名義人の同意を得ようと、「名義人である」と言って、加盟店を誤信させること自体財物の交付に向けられた欺罔行為であるといえる。

3 (1) しかし、本件において甲は名義人である乙からクレジットカードを使用することの  
30 同意を得ており、甲には詐欺罪の故意（刑 38 条 1 項）が認められないと考えられる。

(2) この点、クレジットカード制度は、名義人と利用者の同一性を前提としている以上、他人名義のクレジットカードを利用する意図さえあれば詐欺罪の故意が認められると考えられる。本件において、甲は自分名義でない乙名義のカードの使用を乙に同意を得て使用

35 よって甲に詐欺罪の故意は認められる。

4 上述より、甲の行為には詐欺罪が成立する。

## VII. 結論

設問(1)について、甲の行為に詐欺罪（刑 246 条 1 項）と詐欺罪（刑 246 条 1 項）が成立

し、両罪は併合罪（刑 45 条）となる。

設問(2)について、甲の行為に詐欺罪（刑 246 条 1 項）が成立する。

以上